

令和7年第3回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第379号

令和7年第3回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和7年8月18日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和7年9月1日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和6年度 多摩市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較					
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳				
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他		
02 総務費	01 総務管理費	財産管理経費 (旧南永山小学校校舎・体育館等解体工事)	4	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			5	195,800,000	0	170,000,000	0	25,800,000	195,800,000	0	170,000,000	0	25,800,000	0	0	0	0	0	0
			6	96,600,000	0	86,000,000	0	10,600,000	96,600,000	0	86,000,000	0	10,600,000	0	0	0	0	0	0
			計	205,339,000	0	184,000,000	0	21,339,000	205,339,000	0	184,000,000	0	21,339,000	0	0	0	0	0	0
	財産管理経費 (旧関戸簡易耐火住宅建物等解体工事)	5	23,800,000	0	0	0	23,800,000	0	0	0	0	23,800,000	23,800,000	0	0	0	0	23,800,000	
		6	23,194,000	0	20,000,000	0	3,194,000	46,993,056	0	20,000,000	0	26,993,056	△ 23,799,056	0	0	0	0	△ 23,799,056	
		計	46,994,000	0	20,000,000	0	26,994,000	46,993,056	0	20,000,000	0	26,993,056	944	0	0	0	944		
08 土木費	03 都市計画費	多摩中央公園改修 整備・運営事業 (グリーンライフセン ター造園改修工事)	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			6	140,400,000	0	0	0	140,400,000	140,323,700	0	0	0	140,323,700	76,300	0	0	0	76,300	
			計	140,400,000	0	0	0	140,400,000	140,323,700	0	0	0	140,323,700	76,300	0	0	0	76,300	
	多摩中央公園改修 整備・運営事業 (グリーンライフセン ター改修工事)	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		6	226,520,000	0	0	75,000,000	151,520,000	226,520,000	75,000,000	0	75,000,000	76,520,000	0	△ 75,000,000	0	0	75,000,000		
		計	226,520,000	0	0	75,000,000	151,520,000	226,520,000	75,000,000	0	75,000,000	76,520,000	0	△ 75,000,000	0	0	75,000,000		
10 教育費	02 小学校費	小学校施設整備事 業 (大松台小学校改修 工事基本・実施設計 業務委託料)	5	8,800,000	0	0	0	8,800,000	8,800,000	0	0	0	8,800,000	0	0	0	0	0	
			6	20,816,000	0	0	0	20,816,000	20,815,850	20,000,000	0	0	815,850	150	△ 20,000,000	0	0	20,000,150	
			計	29,616,000	0	0	0	29,616,000	29,615,850	20,000,000	0	0	9,615,850	150	△ 20,000,000	0	0	20,000,150	

令和7年9月1日 提出

多摩市長 阿部 裕 行

報告第4号

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により算定した令和6年度決算に基づく多摩市の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和7年9月1日

多摩市長 阿部裕行

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.64)	— (16.64)	2.9 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 多摩市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 5 号

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により算定した令和 6 年度決算に基づく多摩市の公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 日

多摩市長 阿部 裕行

記

特別会計の名称	資金不足比率 (単位：%)	事業の規模
下水道事業会計	—	2,249,842 千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
- 2 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額）を記載している。

第69号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

人権擁護委員の候補者として、小山貞子氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
小山 貞子		

第70号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

人権擁護委員の候補者として、筒井美代子氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
筒井 美代子		

第 7 1 号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

人権擁護委員の候補者として、松尾慈子氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
松尾 慈子		

第 7 2 号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

人権擁護委員の候補者として、宮本欣一氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
宮本 欣一		

第 7 3 号議案

多摩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年多摩市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ）」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という）」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、「又は介護時間」の次に「の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

第 1 0 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 1 0 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、77時間30分とする。

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第11条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第12条中「第5条の規定は、部分休業について準用」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときと」に改める。

第12条の2を第12条の4とし、第12条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第12条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

3 任命権者は、第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

4 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

5 任命権者は、第3項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業をいう。）の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の多摩市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後条例」という。）第10条の4の規定の適用については、同条中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、改正後条例第12条の2第4項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

第74号議案

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年多摩市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

第 7 5 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第 1 7 条第 1 項中「3 歳」を「小学校就学の始期」に改め、同条第 2 項中「
部分休業」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部
分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）」に改め、「、正規の勤務時間の
始め又は終わりにおいて」を削り、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分
休業」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以
下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものと
する。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定め
る時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合で
あって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務
時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当
該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第 1 7 条の次に次の 5 条を加える。

（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 1 7 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年
4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第17条の3 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とする。

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第17条の4 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員である会計年度任用職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条の5 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、会計年度任用職員が第3項変更をしたときとする。

(会計年度任用職員に対する意向確認等)

第17条の6 多摩市職員の育児休業等に関する条例(平成4年多摩市条例第27号)第12条の2及び第12条の3の規定並びに多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の2及び第18条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例(以下「改正後条例」という。)第17条の規定による部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

3 任命権者は、施行日前においても、改正後条例第17条の6において準用する多摩市職員の育児休業等に関する条例(平成4年多摩市条例第27号)第12条の2第4項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずること

ができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後条例第17条の3の規定の適用については、同条中「10」とあるのは、「5」とする。

第76号議案

多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例

多摩市立総合体育館条例（昭和58年多摩市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表施設に係る利用料金の上限額の部第1ホールの項中「7,330円」を「9,340円」に、「9,420円」を「10,660円」に、「31,410円」を「38,680円」に、「210円」を「270円」に、「100円」を「130円」に、「4,890円」を「6,230円」に、「6,280円」を「7,110円」に、「20,950円」を「25,800円」に、「3,670円」を「4,670円」に、「4,710円」を「5,330円」に、「15,720円」を「19,340円」に、「2,450円」を「3,120円」に、「3,140円」を「3,560円」に、「10,490円」を「12,920円」に改め、同表備考1の項中「市外の者（市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいう。以下同じ。）」を「多摩市の区域内に居住し、在勤し、又は在学する者以外の者（以下「市外の者」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表施設に係る利用料金の上限額の部第1ホールの項の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

第 77 号議案

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 28 年多摩
市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「養育するため 1 日の勤務時間の」の次に「全部又は」を
加え、「（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。